

広島県告示第五百二十号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和六年五月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積（㎡）
畑中 大助	広島市	安芸高田市向原町長田字川之内三七四二番一ほか一筆	四、九二九
畑中 大助	広島市	安芸高田市向原町長田字川之内三七四六番ほか一筆	四、九一五
畑中 大助	広島市	安芸高田市向原町長田字川之内三七四九番一ほか三筆	六、八六二
畑中 大助	広島市	安芸高田市向原町長田字大坪三七三五番一	九一六
畑中 大助	広島市	安芸高田市向原町長田字川之内三七五七番一ほか一筆	五、六八七
渡邊 光	山県郡北広島町	山県郡北広島町大朝字脇原五七一二番一ほか三筆	四、九四六
渡邊 光	山県郡北広島町	山県郡北広島町新庄字西脇原一九七一番一ほか二筆	七、九七三
渡邊 光	山県郡北広島町	山県郡北広島町新庄字西脇原一九六五番一ほか五筆	三、四一三
渡邊 光	山県郡北広島町	山県郡北広島町新庄字西脇原一九三〇番ほか五筆	一一、〇一〇
渡邊 光	山県郡北広島町	山県郡北広島町新庄字北田中一九八七番一ほか一筆	一、五五九

二 認可年月日

令和六年五月十五日